

# 第1回 大潟村総合教育会議

【日時】平成27年5月13日（水）

午後1時30分から

【場所】大潟村役場庁舎2階第1会議室

## 次 第

1. 開 会
2. 村長あいさつ
3. 教育委員長あいさつ
4. 協議事項
  - (1) 大潟村総合教育会議設置要綱（案）について【資料1】
  - (2) 大潟村教育大綱（案）について 【資料2】
5. 報告事項
  - (1) 大潟村「認定こども園」（仮称）の設置について
  - (2) コミュニティ・スクール事業について
6. その他
7. 閉 会

## 委員名簿

議長	高橋 浩人	村長	大瀨村長
委員	松雪 照美	教育委員会	教育委員長
委員	小林 さよ子	教育委員会	教育委員長職務代理者
委員	近藤 守夫	教育委員会	教育委員
委員	森本 哲哉	教育委員会	教育委員
委員	北林 強	教育委員会	教育長

# 大潟村総合教育会議の設置について

大潟村教育委員会

設置根拠：改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、大潟村総合教育会議を設置する。

## 1 概要

### （1）設置目的

総合教育会議を設置することで、村長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

### （2）位置づけ、構成等

- ① 総合教育会議は、村長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置づけであり、地方自治法上の付属機関には当たらない。（地方自治法第202条の3第1項）
- ② 協議、調整し合議した方針の下に、双方が所管する事務を執行するものとする。（法第1条の4第8項）
- ③ 村長は、総合教育会議を設ける。（法第1条の4第1項）
- ④ 総合教育会議は村長が招集する。ただし、教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があるときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。（法第1条の4第3項及び第4項）
- ⑤ 総合教育会議は村長と教育委員会（教育長及び委員4名）で構成される。（法第1条の4第2項）
- ⑥ 緊急事態で教育委員を招集する時間的余裕がない場合には、村長と教育長のみで会議を持つことも可能であると解される。事前に教育委員会で議論し、教育委員会全体として判断を決定した場合の事項については尊重義務が生じる。一方、事前に教育委員会の判断を得ていない場合には、会議では合意せず、速やかに教育委員会としての上承を得ることになり、上承が得られない場合には調整がついたことにならず、尊重義務も生じないと解される。

## 2 協議、調整事項

### (1) 協議すべき事項

- ① 教育行政の大綱の策定に関する協議（法第1条の4第1項）
- ② 教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議（法第1条の4第1項第1号）
- ③ 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議（法第1条の4第1項第2号）

法第1条の4第1項第1号
○学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件税美に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する村長と教育委員会が調整することが必要な事項 ○幼稚園・保育園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、村長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
法第1条の4第1項第2号
○児童、生徒などの生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項 ①いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合。 ②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合。 ○児童、生徒などの生命又は身体の保護に類するような緊急事態 ①災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合 ②災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合 ③犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合 ④いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

### (2) 協議すべきでない事項

- ① 教科書採択や個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項
- ② 日常の学校運営に関する些細な事項

### 3 協議、調整の結果の尊重義務

- (1) 調整が行われ、双方が合意した事項については、互いにその結果を尊重する。(法第1条の4第8項)
- (2) 調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び村長がそれぞれ判断するものである。(法第21条及び法第22条)

### 4 会議の公開と議事録の作成及び公開

- (1) 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。(法第1条の4第6項)
- (2) 村長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表することに努める。(法第1条の4第7項)

### 5 総合教育会議の進め方（スケジュール）

平成27年度 年間スケジュール（案）

開催時期	協議内容等
5月	・設置要綱、大綱策定に関する協議
11月	・教育に関する重要施策の検討（新年度予算に向けて）
臨時	・児童、生徒などの生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策の協議

## 大潟村総合教育会議設置要綱（案）

### （設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、大潟村の教育に資するため、大潟村総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

### （所掌事務）

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 大潟村の教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定に関する協議
- (2) 大潟村の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化・スポーツの振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### （組織）

第3条 総合教育会議は、村長及び教育委員会をもって構成する。

### （招集）

第4条 総合教育会議は、村長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、村長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

### （意見の聴取）

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

### （会議の公開）

第6条 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### （議事録の作成及び公表）

第7条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、大潟村の公式ウェブサイトに掲示することにより行う。

### （調整結果の尊重）

第8条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

### （庶務）

第9条 総合教育会議の庶務は、総務企画課において処理する。ただし、総合教育会議の開催及び大綱の策定等に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

## 【大潟村教育大綱(案)】

### 心豊かなひとを育む教育振興施策の大綱

#### [大潟教育の基本目標]

豊かな自然とともにいのち輝かせ、未来に向かって大きく羽ばたく子どもを育てる大潟教育を推進し、心豊かなひとを育む村を構築するために、次の目標の実現を図ります。

#### 1 次世代を担う子どもたちの育成

保・幼・小・中の「大潟村連携教育」を推進し、確かな学力や社会の変化に柔軟に対応できる能力を身につけた心豊かでたくましいひとづくりを目指します。

快適、健康、安全な教育環境を保つために、適切な教育施設の整備を進めるとともに、時代の趨勢や学習形態に応じた学校の教材設備の導入、充実を図ります。

子どもたちが、放課後や休日に安全で有意義な過ごし方ができるよう、なかよし館や放課後児童クラブ等の活動場所や生活の場などの一層の充実を図ります。

子育て支援や幼児教育の充実を図るため、「認定こども園」を平成30年の開園を目指して計画的に進めます。

#### 2 幅広い生涯学習の推進

青少年、高齢者など、それぞれのライフステージや学習ニーズに応じた学習機会を計画的に設けるとともに、社会教育団体のリーダー研修や自発的な学習活動への支援等を通じて、社会教育団体の育成、支援をさらに充実させ、指導者の資質向上、人材の育成を図ります。

生涯学習施設の利便性の向上や効果的な活用を図るため、公民館をはじめとする生涯学習施設の計画的な整備を進めます。



### 3 干拓博物館の多面的活用と効率的運用

わが国最大の干拓事業である「八郎潟干拓」や、それに伴うモデル農村大潟村の設立意義などの理解を深められるよう、さらに展示内容の充実を図ります。

現在の地域資源を活用した展示資料を広く紹介するとともに、男鹿半島・大潟ジオパークの大潟エリアの拠点施設として、専門的な情報の収集・発信・普及を図り、積極的に地域教育への貢献を目指します。併せて、案内解説のボランティア養成も計画的に進め、その充実を図ります。

展示資料や展示機器の更新、整備も計画的に進め、博物館施設・設備の一層の充実を図ります。

### 4 健康で心豊かに暮らせる生涯スポーツ社会の確立

体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の団体の組織機能の充実を図るとともに、スポーツ・健康づくり関係機関との連携を深め、幅広く村民のスポーツ活動や健康増進事業の一層の充実を目指します。

人間性豊かで高い専門性を有したスポーツ指導者を発掘、育成し、地域スポーツのさらなる充実、発展を目指します。

村内スポーツ施設の計画的な整備を図り、さらに施設の有効利用を進めるとともに、学校体育施設の開放を含めた運用面での効率的な利用、推進を図ります。

### 5 国際交流の推進と県内の大学との連携強化

中学生の海外交流事業、チャレンジマインド海外研修事業、国際交流協会の海外研修生の受け入れ事業等の活動を通じて、国際理解教育・学習をより充実させ、国際化を担う人材の育成と交流事業の一層の推進を図ります。

「大潟村と秋田県立大学との連携協力協定」の内容強化を図るとともに、県内の秋田大学、国際教養大学、秋田公立美術大学等との連携を深めながら、情報の相互提供と共有化を進め、高等教育機関と地域との一層の交流促進を図ります。